

こども課からのお知らせ

〈児童手当制度〉

児童手当は、
児童を養育して
いる方に手当を
支給することに



より、家庭における生活の安定と
児童の健全な育成および資質の向
上を図るためのものです。

児童手当を受けるためには、申
請が必要です。申請が遅れますと
遅れた月分の手当が受けられなく
なりますので、ご注意ください。

支給対象 生まれた日の翌月から
15歳到達後最初の3月31日までの
間にある児童（中学校修了前の児
童）を養育している方に支給され
ます。（所得制限あり）

支給時期 毎年6月・10月・2月
にそれぞれ前月分まで（4カ月分）
が支払われます。

支給月額

・3歳未満	一律 15,000円
第1・2子	10,000円
第3子以降	15,000円
・中学生	一律 10,000円
・所得制限による特例給付の場合	一律 5,000円

現況届の提出 6月1日現在、手
当を受給している方は毎年6月中
に「現況届」の提出が必要です。

提出がない場合、6月分以降の手
当が受けられなくなります。
該当する方にはご案内を郵送し
ますので、内容確認の上、提出し
てください。

問 こども課 ☎ 25-5206

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-16082
大滝 ☎ 55-10865
荒川 ☎ 54-22116

〈子育て世帯への臨時特別給付金〉

児童手当の令和2年4月分の対
象となる児童1人につき1万円が
給付されます。（令和2年3月ま
で中学生だった児童を含む）

※対象児童の生年月日・平成16年
4月2日～令和2年3月31日

※申請手続き不要です。（該当す
る方には通知を郵送済み）

※特例給付の方は対象外

支給時期 6月中

※児童手当の6月定期支払日と別
の日に支払われます。

公務員の方の申請受付

秩父市在住の公務員の方で、臨
時特別給付金の対象となる方は、
勤務先で証明を受けた申請書を提
出してください。なお、郵送によ
る提出も受け付けます。

受付期間
7月1日(水)～11月2日(月)

申・問 こども課 ☎ 25-5206

緊急事態宣言の 延長を受けて

市長 久喜 邦康



「和をも以って
貴いと為す」

市民の皆さまには、外出の自粛、
幼稚園や小・中学校の休園・休校、
飲食店や観光施設の休止や営業自
粛などのお願いに、ご理解、ご協
力をいただき、心より感謝申し上
げます。

5月に入つてからも、新型コロ
ナウイルス感染症が収束に向かう
ことはなく、「新型コロナウイル
ス感染症緊急事態宣言」の「緊急
事態措置期間」を5月31日まで延
長しました。（5月20日現在）

医師である市長の私が、今まで
培ってきた全ての経験や持てる力

買い物はなるべくお1人で空いた
時間に行う、食事は対面ではなく
横並びで座るなどが挙げられます。
現在も、最前線で新型コロナウ
イルスと闘っている医療関係者に

感謝するとともに、連携して医療
体制の整備を進めています。また
2ページに記載の通り、これまで
にない規模の市独自の経済支援対
策を実施するなど、市民の皆さま
の心配や不安を和らげることがで
きるよう、引き続き最善を尽くし
ます。

5月号「市長コラム」に誤りが
ありました。お詫びして訂正します。
【誤】不要不急の外出自粛要請
【正】不要不急の外出自粛要請

市報ちちぶは、町会の皆さんのご協力で配られています。市役所総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所、各公民館、秩父保健センター、

③ 2020.6 スポーツ健康センター、文化体育センター、吉田生涯学習センター、地場産センター、市立病院でも配布しています。